

子どもを預かってほしい!こんなとき、どうする?

預かってほしい理由や条件によって預け先や問合せ先が変わります。





南区子育て支援キャラクター さくらんぼちゃん

毎日預かってほしい

口仕事(フルタイム、パート)

□介護

口出産のための産前産後

check 各区健康・子ども課 子ども家庭福祉(担当)係には

入所や保育サービスについて相談することができます。 **回**録を

保育コーディネーターがいます。

口通学

保育所、幼稚園には在籍しているが・・・ 預けられない!困った!!

一時的に預かってほしい

口通院

口仕事

□冠婚葬祭

□介護

ロリフレッシュ

口学校行事 等

どこで? ≪○~2歳児≫

- ・認定こども園(保育所部分)
- 認可保育所
- *3号認定が必要
- ⇒各区健康・子ども課

子ども家庭福祉(担当)係に申請



• 認可外保育施設

⇒各園に直接問合せ



≪3~5歳児≫

- 認定こども関
- 認可保育所
- *1号または2号認定が必要
- ⇒各区健康・子ども課

子ども家庭福祉(担当)係に申請



各区健康・子ども課 ・子ども家庭福祉(担当)係

幼稚園(プレ幼稚園実施施設もあり)

⇒各園に直接問合せ



入園までに 1号認定が 必要

● 以下 幼稚園一覧

≪一時預かり≫

- 認定こども
- 幼稚園
- 保育所

⇒実施園に問合せ



※認定こども園、幼稚 **園に在籍しているお子** さんは、所属している 園の預かり事業を利用 します。土曜日等で休 園日に利用を希望する 際には、他の園で行っ ている一時預かりを利 用できます。

≪病気、残業など緊急時≫

- 札幌市病児 病後児保育事業
- ⇒各区健康・子ども課 子育て支援担当係で登録
- ⇒実施施設で登録



- こども緊急サポートネットワーク
- *事前登録が必要
- ⇒各区健康・子ども課 子育て支援担当係で登録
- ⇒特定非営利活動法人

北海道子育て支援ワーカーズで登録



事前登録や、申請が必要 なので要注意よっ

• ~ •

≪預かりサービス≫

- さっぽろ子育てサポートセンター
- *事前登録が必要
- ⇒各区健康・子ども課 子育で支援担当係で登録
- ⇒さっぽろ子育てサポートセンターで登録



さっぽろ子育てサポートセンター (札幌市ファミリー・サポート・

・ センター事業)

≪子どもショートステイ≫

- *保護者の病気、出張、出産、看護、 冠婚葬祭等で一時的に養育でき ない場合の短期間の預かり (原則7日以内)
- 児童養護施設
- 乳児院
- ⇒居住区の健康・子ども課 子ども家庭福祉 または 札幌市児童相談所に問合せ



≪日・祝日の預かり (休日保育)≫

- 休日保育実施園
- *2号または3号認定が必要 ⇒各園にて登録申請



保育所の 休日保育

ちあふる(みなみを除く)で行っている一時預かりを紹介!

保育コーディネーターのご案内

対象:保育所や幼稚園、認定こども園等に在籍していない、または所属の施設

での一時預かりを利用できない就学前の子

利用できる日:月曜日から土曜日 料余 理由 年齡 保護者の就労、就学、通院や入院、一時的な体 3歳未満

料余 2,000円 調不良、親族の介護または看護、ボランティア 3歳以上 1.200円 等の社会的活動、冠婚葬祭等 保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的負担 3歳未満 2,700円 の解消 (リフレッシュ)等 3歳以上 1,600円

各種証明書が必要な場合があります。

※表とは別に給食・おやつ代 が別途 300 円必要です。 ※利用区分が就労、体調不良 冠婚葬祭等の理由での利 用の場合、かつ、生活保護 世帯又は市民税非課税世 帯の場合は利用料が免除 となります。(給食・おやつ 代は必要です)

ひとり親家庭向けの支援



ホリデーマム (休日託児事業)

口日曜日、祝日の仕事やリフレッシュ 生活支援サービス

札幌市ひとり親家庭支援センター

口家事や保育をサポート

利用方法:事前に登録を行い、利用したい日の 2 週間前から申込みが可能

事前登録は



*その他、認可外保育施設等の一時預かりや

居宅訪問型保育事業(ベビーシッター)があります。

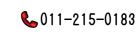






【発行・問合せ先】

札幌市南区保育・子育て支援センター(ちあふる・みなみ)



SAPP_RO

(2歳から利用できます

